

生駒市規則第18号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「花のまちづくりセンター」を

「花のまちづくりセンター
生駒山麓公園管理事務所」に改める。

第7条市民活動推進系の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同条自治振興系の項に次の1号を加える。

(4) 市民憲章及び親切美化県民運動に関すること。

第39条公園管理系の項第1号中「関すること」の次に「(生駒山麓公園管理事務所の所管に係るものを除く。)」を加える。

第39条の2の次に次の1条を加える。

第39条の3 生駒山麓公園管理事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒山麓公園の維持管理(生駒山麓公園ふれあいセンターの管理及び運営を含む。)に関すること。

(2) 生駒山麓公園に係る指定管理者に関すること。

第45条第1項中「課長」の次に「(生駒山麓公園管理事務所にあつては、所長。以下同じ。)」を加える。

第48条中「花のまちづくりセンター」の次に「、生駒山麓公園管理事務所」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表第3項中「議会事務局の次長」を「生駒山麓公園管理事務所の所長」に改める。

(生駒市予算規則の一部改正)

第3条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「消防長」を「生駒山麓公園管理事務所長、消防長」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第4条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「花のまちづくりセンター所長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所長」を加える。

別表第1中

「

花のまちづくりセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—

を

」

「

花のまちづくりセンター所長	所管に係る徴収金の収納	所属職員
	所管に係る物品の出納保管	—
生駒山麓公園管理事務所長	所管に係る徴収金の収納	所管係員
	所管に係る物品の出納保管	—

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。